

会社概要

右のリンクをご参照ください。[会社概要](#)

報告対象期間

活動実績については、原則として日本の事業所に関する事項については2024年4月1日～2025年3月31日、日本以外の事業所に関する事項については2024年1月1日～2024年12月31日を対象期間としています（一部の報告については、この期間の前後の活動と取り組み内容も含め掲載しています）。

報告対象範囲

本社機能、工場、研究機能、販売会社を含む、以下の法人の事業所を集計対象としています。なお、これらの事業所に含まれる子会社の活動も含んでいます。

日本	■ アステラス製薬株式会社
米国	■ Astellas US Holding, Inc. ■ Astellas US LLC ■ Astellas Pharma Global Development, Inc ■ Astellas US Technologies, Inc ■ Astellas Research Institute of America LLC ■ Astellas Institute for Regenerative Medicine ■ Astellas Innovation Management LLC ■ Astellas Rx+ Business Accelerator LLC ■ Astellas Venture Management LLC ■ Astellas Engineered Small Molecules US, Inc. ■ Universal Cells, Inc ■ Xyphos Biosciences, Inc ■ Astellas Gene Therapeutics, Inc ■ Iota Biosciences, Inc ■ IVERIC bio, Inc. ■ 販売会社
エスタブリッシュド マーケット	■ Astellas B.V. ■ Astellas Pharma Europe Ltd. ■ Astellas Pharma Europe B.V. ■ Astellas Ireland Co., Limited ■ Astellas Engineered Small Molecules U.K. Ltd. ■ 各販売会社
チャイナ	■ Astellas China Investment Co., Ltd ■ Astellas Pharma China, Inc ■ 各販売会社
インターナショナル マーケット	■ Astellas Pharma Singapore Pte. Ltd. ■ 各販売会社

報告対象期間における組織の重要な変化

メッペル工場（Astellas Pharma Europe B.V.）は、2024年4月に事業譲渡されており、GHG データには含まれていません。（過年度データについても遡って除外しています。）

パフォーマンスデータの算定方法

開示指標	根拠、算定方法・基準等
エネルギー使用量	根拠:エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 算定方法・基準等: 各エネルギーのエネルギー使用量^{※1} × 換算係数^{※2} ※1 各エネルギー供給会社からの購入量および自家発電による電力量 ※2 換算係数:環境省「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」 ＜液体燃料、気体燃料、購入熱、自然エネルギーの定義＞ ・液体燃料: 灯油、軽油、ガソリン、バイオエタノール ・気体燃料: LPG、LNG、都市ガス ・購入熱: 蒸気、温水、冷水 ・自然エネルギー: 風力、木質チップ、地熱、太陽光 2023 年の開示より、購入電力および再生可能エネルギー（太陽光、風力発電など）を用いて自ら発電した電力の使用に伴うエネルギー量は、1 kWh あたり 3.6 MJ で換算をしています。
水使用量 水資源生産性	根拠:環境報告ガイドライン 算定方法・基準等: ・上水: 水道局からの請求書に記載された使用量 ・工業用水: 水道局からの請求書に記載された使用量等 ・地下水: 設置されたメーターの読み値等 水資源生産性 = 売上収益(十億円) / 水資源投入量(千 m³)
原材料および消耗品	根拠:環境報告ガイドライン 集計対象: 購買時に重量単位(kg 等)で把握しているもの、および体積単位(リットル等)で把握している原材料および生産プロセスで用いる消耗品 算定方法: 報告期間における購買量 重量への換算係数の出典: 各マテリアルのサプライヤーが公開している文書(密度情報)等
GHG 排出量 スコープ 1	根拠:地球温暖化対策の推進に関する法律、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 算定方法・基準等: GHG 排出量 = 各エネルギーのエネルギー使用量^{※1} × 排出係数^{※2}
GHG 排出量 スコープ 2	※1 各エネルギー供給会社からの購入量および自家発電による電力量 ※2 排出係数:環境省「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」 日本以外の地域での電力使用における CO₂ 排出量の算定においては、各事業所が供給を受ける電力事業者が提供する CO₂ 排出係数を採用しています(マーケットベース手法)。電力事業者の個別係数が入手できない場合は、国際エネルギー機関(IEA)が発行する「IEA Emission factors 2024」の国別係数を採用しています。
NOx 排出量	根拠:環境報告ガイドライン 算定方法・基準等: ・「時間当たりの排ガス量(m³N/h)」が把握できる場合 $\text{NOx 排出量(トン)} = \text{排出濃度}^{*1}(\text{ppm}) \times \text{時間当たりの排ガス量}^{*2}(\text{m}^3\text{N/h}) \times \text{施設の年間稼働時間(h)} \times 10^{-9} \times 2.054^{*3}$ ・「単位乾き排ガス係数」^{*4}を用いる場合 $\text{NOx 排出量(トン)} = \text{排出濃度(ppm)} \times 21 / (21\text{-酸素濃度}(\%)) \times \text{燃料使用量(L/h、kg/h、m}^3\text{N/h)} \times \text{単位乾き排ガス係数(m}^3\text{N/L、m}^3\text{N/kg、m}^3\text{N/m}^3\text{N)} \times 10^{-9} \times 2.054^{*3}$ *1 排出濃度は、補正值(酸素%換算値)ではなく、実測値を用い、排出濃度が定量限界値未満の場合は、ゼロとする。 *2 時間当たりの排ガス量は、乾きガス量とする。 *3 2.054 = 46 / 22.4 g/L = NO₂ のモル質量 / 標準状態の気体 1 モルの体積 *4 出典:「窒素酸化物(NOx)総量規制使用計画書作成の手引き(大阪府環境農林水産部環境管理室、令和 6 年 4 月)」

BOD 負荷量	根拠:環境報告ガイドライン 算定方法・基準等: ・BOD 年間負荷量(トン) = BOD 濃度(mg/L) × 年間排水量(千 m³) × 1/1000 ・BOD 濃度は、外部機関に委託した計量証明に記載された数値の年間平均値を用いる。
排水量	根拠:環境報告ガイドライン 算定方法・基準等: ・国内:流量計データから算定。 ・海外:取水量と同値としています。
廃棄物等発生量 廃棄物等発生量原単位	根拠:環境報告ガイドライン、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(日本)、各国の廃棄物管理に係る規制(海外) 集計対象:廃棄物および有価物 算定方法・基準等: ・廃棄物等発生量:廃棄物の処理及び清掃に関する法律(日本)、各国の廃棄物管理に係る規制(海外) ・廃棄物等発生量原単位 = 廃棄物等発生量(トン) / 売上収益(十億円)

労働安全衛生の指標

開示指標	根拠、算定方法・基準等
労働損失日数 度数率、強度率	厚生労働省 労働災害動向調査 用語の解説

各種数値の表記について

EHS パフォーマンスの数値は表示桁数未満を四捨五入しているため、表記数値での合計や比率の計算結果と合わない場合があります。